

報告第 29 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
54	2. 2. 28 令和 2 年 第1回足立区 議会定例会で 承認54号	旧上沼田中学校解体工事  [ショキタ・一ノ関建設共同企業 体]	①  235, 972, 000			
	(処分日) 2. 9. 9 (契約変更日) 2. 9. 9		②  244, 365, 000  ③  8, 393, 000	3. 56%		(1) 建物本体の基礎を解体する ため掘削したところ、本工事に 想定されていない埋設物が確認 されたため、その撤去・処分が 必要となった。 (2) 「(仮称) 江北健康づくり センター」新築工事の設計の見 直しにより、約13か月間更地の 状態で管理するため、透水防草 シートを敷地全面に敷き込む 対策が必要となった。